

第12回流山市子ども・子育て会議 会議録

日時

平成26年12月10日（水）午前10時～12時

場所

流山市役所 第1庁舎 3階 庁議室

出席委員

柏女会長、田中副会長、水落委員、古宿委員、岡本委員、櫻庭委員、藪本委員、小川委員、竹内委員、鈴木委員、相馬委員、仲宗根委員、吉川委員

欠席委員

なし

事務局

子ども家庭部 宮島部長、石井課長

子ども家庭課子ども政策室 熊井室長、橋爪主事

関係課

学校教育課 宮田係長 マーケティング課 河尻報道官

傍聴者

2人

議題

資料

配布資料一覧

資料1 会議次第

資料2 流山市保育料徴収規則の改正案にかかるパブリックコメント手続きの実施について

資料3 流山市保育料徴収規則の改正案にかかるパブリックコメント実施要領

資料4 流山市保育料徴収規則の改正案に対する意見等について

資料5 流山市保育料徴収規則（昭和62年流山市規則第13号）新旧対照表

資料6 1号認定を受けた子どもの利用者負担（保育料）改正案

資料7 2号認定（満3歳以上）・3号認定（満3歳未満）の保育認定を受けた

子どもの利用者負担（保育料）改正案

資料 8 流山市保育料徴収規則改正（案）に伴う保育料変更に関する試算

資料 9 「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画」に
掲載する委員からのメッセージについて

（追加資料）

子どもをみんなで育む計画案の最新版

議事録

(事務局)

皆さん、おはようございます。

では、定刻となりましたので、ただいまから第12回流山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日の会議につきましては、委員13人中、13人が出席となっておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

本日は、流山市保育料徴収規則の改正案について諮問させていただきます。

ではさっそくですが、ただいまから諮問を行わせていただきます。

《諮問》

(事務局)

それでは、副市長から一言、ごあいさつをさせていただきます。

(副市長)

日ごろから皆さま方には、施政各般に当たりまして、大変お世話になっております。また、この子育て会議の関係については大変、これまで11回も会議を開催して、皆さんにご議論いただいたということで、市長になり代わって、心から厚く御礼を申し上げます。

これまで子ども・子育て支援新制度に対する条例の審議をはじめ、「子どもをみんなで育む計画」、「流山市子ども・子育て支援総合計画の策定」について、貴重なご意見を頂いたということを感謝申し上げます。おかげさまで、その計画については大変立派にでき上がっており、現在、パブリックコメントを実施しており、市民からご意見を頂いているところでございます。

今回、諮問いたしました、流山市の保育料徴収規則の改正案は、子ども・子育て支援制度に対応するもので、庁内手続きもあり、各委員の皆さまには大変申し訳ありませんが、同時並行的に、現在、パブリックコメントを実施させていただいております。保育料の改定案の詳細は、後ほど担当からご説明させていただきますが、現行の保育料の水準を基本として、利用者の負担がかからないよう配慮をしているところでございます。保育料は市民に直接影響する事柄であり、議会でも十分な議論をしていただきたいと思いますと考えております。

国の制度の変更に伴い、保育料の算定根拠が、所得税から市民税に変更されております。これによって、いくつか解決すべき課題もありますので、これから議論をお願いしたいと思います。

消費税が今、1年半延期されたということで、一番心配されているのは、この

新制度に対する 7,000 億円の財源不足をどうするかということかと思えます。私どもとしてはこれまでの予定どおり、新制度を 4 月からスタートできるものという考え方の下に、市民の方に不具合が生じないように、しっかり準備をさせていただきたいと考えています。財源については、これから国や県、あるいは関係機関に働き掛けをして、きちんと確保してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

(事務局)

副市長は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

(副市長)

どうぞ、皆さん、よろしくお願いをいたします。

(事務局)

それでは、本日の会議は、お配りしました資料 1、第 12 回流山市子ども・子育て会議次第に基づきまして、進めさせていただきます。まず、資料の確認をさせていただきますが、もし、不足のものがありましたら、事務局のほうにお願いいたします。

(事務局)

では、ここから議事に移りますので、柏女会長のほうに進行をよろしくお願いをいたします。

(柏女会長)

それでは、お忙しい時期にお集まりをいただきまして、心より感謝を申し上げます。

今ほど、今回は流山市の保育料徴収規則についての改正の案について諮問がございました。ぜひ皆さま方の貴重なご意見を賜ることができればと思えます。

最初にご説明をいただいて、そしてその上でご意見を頂く形にしたいと思えますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、事務局から、流山市保育料徴収規則改正案についてご説明をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

(事務局)

≪事務局説明≫

(柏女会長)

ありがとうございました。子育て世代にとっては関心が高いものと思いますので、今、ご説明をいただいて、なかなか理解できなかったところもあるかと思いますが、まずはご質問があれば、出していただきたいと思います。

(水落委員)

保育時間が二つに分かれるということなのですが、仮に短時間の認定の方がやむを得ない状況で、その日だけ延長保育をしたい場合は、お支払いについては別徴収があるのでしょうか。

(事務局)

延長保育料のお支払いだけで、それは大丈夫でございます。

(柏女会長)

ほかはいかがでしょうか。

(藪本委員)

2点ございます。まずは、改正原案のテーブルの作り方のところで、今のD13、D14の階層をD13に変更して、旧D13階層をD14階層に寄せる形になっているかと思います。これは、なぜ平均値をとらずに、上に寄せたのかをお伺いしたいです。

2点目は、今まで従前になかった地域型給付のところは、今後、新制度の中で出てくると思うのですが、この保育料の設定については、いわゆる地域型給付で設定されている小規模保育や事業所内保育所、居宅訪問型、家庭的保育など、これらにも適用されるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

一度、平均を取って試算をしたのですが、それでは移行してしまう方が多いので、この階段を大きく上げておかないと、上の階層からずれてくる人を防げず、試算した結果、あまり意味がなかったため、それは採用しませんでした。

2点目につきましては、すべて、この保育料表が適用となってまいります。

(藪本委員)

特に、その中で事業所内保育所というのがあるかと思うのですが、これはどういう扱いなのでしょう。どちらかというと、今まで事業所内保育所というのは、そこを限度額にして、各自治体で各事業主体が保育料を設定しているケ

ースが多いと思うのですが、これは、その保育料にしてくださいというような形になるのでしょうか。それとも従前どおりで、その差分は開設者が負担をする形なのでしょうか。

(事務局)

基本的に事業所内保育所の定義というのは、すべて市民に開放するわけではなく、何割か地域の子どもたちを入れていただいた場合に、公的資金が投入されます。したがって、近隣を含めた各自治体が考えているのは、従業員以外の地域のお子さまがその保育所を活用した場合に、この保育料が適用されます。このような解釈で、今、協議を進めております。

(柏女会長)

ほかにはいかがでしょうか。

(相馬委員)

今回、保育料を改正するに当たって、3歳未満の子どもがいる何人かの方に聞いたところ、東京23区に住んでいる方だけが、ほかの自治体に比べて、かなり安いことが分かりました。ある区の保育料金を見たところ、私の階層を見ただけでも2万円程度安くて、なぜこのようなことが起こるのか疑問に思いましたので、教えていただきたいです。

(事務局)

基本的には、保育料は、国が示した保育料になります。ただ、利用者の方を考慮して安くして、その分は市町村が負担しています。国が示した保育料で、補助金の額が決まっています。それよりも安くすれば、当然、流山市の持ち出しというのが増えてくるのです。それは、団体の財政力の差によって、体力がある所は保育料を安く設定できますが、流山市ではこの金額で設定しておくのが、本市の財政力からは相当な額だと考えております。保育料の額というのは、地方団体によって額が変わってくる場合があります。

(相馬委員)

東京都に体力があるというのは、何か特別な理由があるのでしょうか。

(事務局)

税収が多いということです。流山市の場合には、固定資産税や法人税などの税率はすべて市が徴収しますが、東京23区の場合には、法人税と資産税はすべ

て、東京都が徴収して、人口区分割にそれを配分するのです。流山市にはそういう形ではない中で、いろいろな事業を組み立てています。受益者負担の限界が出てくるのかもしれませんが。

(相馬委員)

ありがとうございます。23区の人たちが大体、同じ保育料だったというのが、訳が分かりました。

(柏女会長)

流山が国の基準の大体、7割ぐらいの保育料だということで、3割分は市負担、単独負担でやっていて、今のところはそれが限界だということですね。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(竹内委員)

幼稚園、保育園も含めまして、保育料未納者の率はどのくらいあるのですか。そして、その回収方法については、幼稚園や保育園でどのような方法で回収しているのでしょうか。

(事務局)

平成25年度の数字ですが、保育所の未納者については保護者数で85名ほどです。申し訳ありませんが、幼稚園につきましては、今、手元に資料はございませんので、お答えすることができません。

保育料の未納の方につきましては、保育課でその方に督促、それから催告ということで連絡を差し上げまして、保育料を払ってくださいという通知を何度かいたします。それでも応じていただけない方につきましては、今、流山市全体で債権回収室というのがありまして、それは保育料だけではなくて、国保料やほかの税金など、そういうものが未納の方については、一括してそこで債権を回収していますので、そちらに回収を移管して、やるようにしております。

また、民間の保育園につきましては、園長先生と契約を結びまして、園長先生から保育料を払ってくださいというお声掛けをして、未納を防ぐといった対策も取っております。なお、徴収率でいいますと、25年度ベースで、保育料の徴収が8億9,000万近くあるのですが、未納者分を含めての率といいますと、約99%の徴収率がございます。

(竹内委員)

ありがとうございました。

(仲宗根委員)

この回収できていない方々に関しては、例えばどの区分にいる人が多いのでしょうか。そもそも払えるお金がないのか、それとも払わないという、何かしらの意思を持って、払っていないのかということは、分かりますか。

(事務局)

傾向的には、どこの階層が多いというのはなく、ばらつきがありますが、例えば、急遽無職になってしまった方などがいます。その場合は、直接お話し合いをしながら、いわゆる分納という形でお支払いを促すなどの対応をします。直接の話し合いが難しい場合は、債権回収室で手続きをしていただく形になります。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。では、ご意見もどうぞ出していただければと思います。

(田中委員)

先ほど、時間についての質問がありましたが、標準時間と短時間がそれぞれ何時間なのか、今はどうなっていて、改正後はどうなるのでしょうか。

(事務局)

今の保育園ですが、入所の条件として、月 16 日、1 日当たり 4 時間以上勤務されている方については、保育園の入園の資格がございます。それを新年度は、保育の短時間については、月 16 日×4 時間で 64 時間、標準時間については、1 日当たり 7.5 時間×月 16 日以上で、120 時間でそれで設定しようと考えています。

(櫻庭委員)

短時間を設定した場合に、保護者の就労時間が朝 9 時から 4 時間の場合もありますし、午後 1 時からという場合もあります。そういった場合、その短時間の設定で、区切りがどのようになるのでしょうか。

(事務局)

1 日の就労時間の短い方も、保育料は、フルタイムで働いている方と同じ額を負担していただいています。こういうところから、その就労時間が短い方には、金額を少し下げた設定のものを適用しようというのが、国の考え方なのです。時間帯の取り方は 1 日の保育所の開設時間の中で、時間外手当の保育料が発生

しない時間帯であれば、その短時間の適用はできます。

ただし、今まで入所をしている方で、短時間に該当するのですけれども、どうしても本人が希望する場合、標準時間を適用するという弾力的な扱いをしようというのが、国の考え方です。在園児に関しては、ご希望を確認した上で決定をしていきますが、基本的に、新しく入所する方に対しては、短時間認定をしていきますが、本人の希望があれば、それはご相談に応じるつもりです。

(田中委員)

今は4時のお迎えが普通で、延長保育料が発生しないのは6時まででしょうか。これについてはどうなりますか。

(事務局)

今現在の保育園ですが、通常の保育時間というのは4時ですが、4時から6時までの間については、免除の形で、保育料については一切徴収しておりません。ただ、6時以降7時までの1時間については、市で100円ということを決めさせていただいて、それを私立さんのほうにもご協力をお願いしています。7時以降については、そちらは保育園独自の自主事業という扱いになりますから、各保育園でそれぞれ設定をしております。さきほど、一番短い時間帯でご説明をしましたが、短時間の場合には、最長8時間で、標準時間が11時間になります。ですから、4時を越えても、6時までお預かりするというのが、基本的な考え方です。それ以上に、お預かりする場合に、初めて延長保育料が発生します。

ですから、短時間の場合でも、6時まで活用していただくのは、それは構わないわけです。でも、それ以降に発生した場合には、時間外保育料を頂きます。朝8時から来て、8時間が経過した段階で、また、それ以上にお預かりする場合には、時間外保育料が発生してきます。

(田中委員)

では、短時間の場合、今は無料だけど、新制度に移行すると、2時間分を払わないといけなくなるのですか。

(事務局)

そうです。それが在園の方に不利益を与えないように、弾力的に対応していこうというのが、国の考え方なのです。ただし、保育料を標準時間の保育料を収めていただくことになりますので、どちらを選択するかなのです。お金を多少払ってでも従来どおり在園したいという方と、少しでも安くなったほうを選択したいという方がいらっしゃると思います。それは在園児に限っては自由裁

量ですという方向性です。

(田中委員)

幼稚園の場合だと、延長保育を独自にやっていて、その料金もまちまちで、やっている所とやっていない所があります。これに税金を投入するということはないのですか。

(事務局)

実は、今、幼稚園の体系というのは二通りあり、現行のままと新制度に移行する場合があります。後者の場合は、公的資金が入ります。前者の場合も、延長保育の部分を、今は自由裁量で行っていますが、手厚く財源を投資しているというのが国の考え方です。おそらく、その事業者に対して、補助制度が充実されてくると思います。その充実された背景の中で、各幼稚園がどのような体系でやっていくのかは不明な状況です。あまり財源が投資されないようであれば、やはり保護者の負担がそこにはまだ継続的に残ってしまい、その辺りは、新制度の中でも課題として残っているのではないかと思います。

(田中委員)

大阪の箕面市はもう既にそういうものを独自にやっています。保育園に入りたい人が多いのですが、幼稚園の延長保育で対応できる場合もあるわけです。その延長保育に、箕面市の税金を投入すると、1年ぐらいで3歳から6歳の間の保育園人口が幼稚園人口に移って、0、1、2の枠を増やすことができたという事例があるわけです。ですから、そういうことができればいいなと思ったのです。

(事務局)

先ほどの財源の話になってしまうのですが、流山市もなるべく幼稚園協会に財源的なフォローを単独でやりたいといった意向はありますが、行政全体で、子育てにどのくらい投入できるのかといいますと、限界があります。ここにはやはり国のほうから市のほうにバックアップが来て、そういう体制になって、初めて幼稚園に支援ができるわけです。

(田中委員)

子ども基金といったものがありますね。越谷市などでは、延長で預けても、1日で一律数百円だと聞いています。それは、そういう基金を使っているからと聞いたのですが、それは流山市ではどうして適用されないのですか。

(事務局)

基金を適用する場合には、制約があります。今の私立幼稚園の場合には、預かり保育の中にも、ただ預かるだけではなく、スポーツ的なものをやるなど、いろいろと付加価値を付けて展開しているところがあります。国が提唱していますのは、幼稚園生活の延長線のようなものであれば、適用をしていくという前提があります。また、幼稚園自体の定員の関係もあります。今、流山市の場合は、すべての園の定員がほとんど埋まっています。他市では、だんだん定員割れをしている所が増えてきているのです。すなわち、幼稚園サイドもいろいろな経営努力をしていかないと定員が埋まらないわけです。そこに保育事業を少し引きこんでいこうというのが、新しい考え方です。その場合の選択肢として、預かり保育の充実というものがあるのかという気がしています。

流山市の計画のシミュレーションでは、保育事業が伸び、子どもの数もある程度伸びるとい形になっています。一方で、幼稚園の需要は減っていくように考えています。そのときに、新制度に移るべきなのか、それとも今の制度を継続した上で、預かり保育などを充実して、受け皿的なものを確保していくのかを検討していただいています。その辺りの長期的な展望も含めて、考えていくべき課題ではないかという気がします。

(田中委員)

分かりました。

(小川委員)

子ども・子育て会議の中で、保育の質を落とさないような施策をお願いしますということをお伝えしたと思うのですが、この長時間保育、短時間保育というように分かれた場合、1日4時間のお子さんというのは、いろいろな使い方になると思います。そのときに保育の質といいますか、子どもの環境というのは、良い形で保たれるのでしょうか。

(櫻庭委員)

個人的な意見ですが、保たれないと思います。やはりいろいろな行事があつて、9時からみんなで活動に取り組むといったときに、保護者の就労状況によって、子どもの登園時間に制限が生まれ、そこに参加できなくなります。また、曜日によって登園できる、できないとなりますと、練習ができませんし、そこに気持ちが高まらないとなります。そうすると、まず来るのが嫌になり、大きくなってくると自信がなくなってしまいます。そういう意味では、直接、子どもに対しては、いい影響ではないかと思います。やはり保育というのは、子ど

もの保育に欠ける状態に、どうそこを支えていくか、子どもの発達を支援していくとなったときに、大人の都合だけで登園時間が決まることがないようにしていただけたら、一番ありがたいなと思っています。

(小川委員)

ありがとうございます。

(事務局)

誤解が生じないように、1点申します。先ほど時間の話で、短時間の場合は8時間だとお話ししました。例えば、4時間しか働いていない方でも8時間在園することは可能ですので、朝8時に来て、4時までという形に変更はございません。つまり、その8時間を超えた場合には、そこから時間外が発生するというものです。その辺りは、子どもをやはり中心に置きながら、その最大限預れる時間の枠の中で運営していくことが望ましいのだと思います。

(櫻庭委員)

先ほど弾力的に要望があればというように伺えましたので、そこについてはもちろん保育料が発生するという問題と、短時間でしか就労していないけれども保育料の負担が大きいという問題などがありますが、ある程度、そこは子どもの生活が守られる状況を確認できたと思っております。

(小川委員)

8時から4時までは、短時間労働の方もこの料金で預けることが可能だと考えられるのですね。また、短時間の方は4時以降6時までは延長料金が発生し、長時間の方は8時から6時までは延長料金なしで預けられるという形になるのですか。

(事務局)

その勤め方の形態だと思います。例えば、フルタイムの方は原則的には朝9時から夕方5時までというような就労時間が多いと思います。ですが、短時間で働いている方には、例えば朝から行く方と、お昼ごろから行く方がありまして、その8時間の設定というのは、朝8時から夕方4時までだけではなく、例えば10時から6時までとか、そういう設定があると思います。

ただ、その6時を超えた枠というのは、いずれにしても時間外を頂く対象になると思います。これは、運用の中で、そのケースは見極めていく必要があると思います。短時間に対しての考え方は今まで存在していないですから、それ

に対しては手厚く、子どもを中心に考えていくべきだなと思います。

(田中委員)

では、やはり2時間分のお金がかかるから、きょうは10時に預けようという人が出てくるかもしれないということですね。

(事務局)

国の考え方はそうです。今までは4時間しか働かないと、保育料を払うと、その働いたお金が生活に回らないのではないかという議論がありました。ただ、国の考え方の根底は、短時間労働の方でも少しでも増やして行って、女性の進出を促そうと、そのために2階層の保育料を設定しようという考え方なのです。ですから、それを少しでも有効に使う方が出てきていただければ、制度としてうまく今後も活用していただけるのかなということが考えられます。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。

(藪本委員)

条例が違うとは思いますが、学童については、今、確か9,500円と決まっていると思うのですが、こちらの影響はないということですね。

(事務局)

利用者負担に変更はございません。

(田中委員)

学童の計画は別に作るのですか。学童は、別のプランというのを作るようなことが定められているとお伺いしたのですが。

(柏女会長)

放課後子ども総合プランですね。

(事務局)

この計画の中に、それが反映されています。放課後子ども総合プランというのは、学童クラブを整理していこうという考えです。また、放課後子ども教室というのは文部科学省が所管しているのですが、それは保育の必要性がない子どもを一定時間預かって、安全なあそび場所を提供するという事業です。

国は今、この両事業を、学童クラブと放課後子ども教室を並行して広めていこうとしていますが、これはもう既に公表された段階で、「みんなで子どもを育む計画」の中にその考え方を投入していますので、流山市の場合には、ほかに計画を作るという考え方はありません。

(柏女会長)

62 ページをご覧いただきたいのですが、「子どもをみんなで育む計画」の 62 ページです。その下に、放課後子ども総合プランについてというのを入れました。「国の推進する放課後子ども総合プランに基づく、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等に関する事項は、すべては地方公共団体で新たに設置される総合教育会議の中で検討する」という形で入れております。まだすぐに方針を出せる状況ではないということで、ここに今後の総合教育会議の中で、どういう形で実施をしていくかは検討します。

(岡本委員)

いろいろ徴収金額が分類されていて、非常に細かくて、大変だと感じました。また、ある学年の範囲内で、2子、3子がいますと半額、または無料というようなことが決められていますが、これは事務の手間がかなり大変なのではないかと思うのですが、どうなのですか。

(事務局)

保育料については、今現在でも 3,000 人近くが保育園に入園されておりまして、それを 1 件 1 件、端末に入力しています。計算ソフトは入っていますが、そのほかにも、督促状を送ったり、催告をしたり、また園のほうに徴収しに行ったりの業務もありますので、非常に仕事面ではハードです。

(岡本委員)

あと質問です。幼稚園も保育園も 6 年間にわたっての免責期間がありますが、例えば今後、いろいろな意味で財政が豊かになるようなことがあると、市の裁量によって、例えば小学校 6 年までなど、範囲を広げることはいけるのですか。

(事務局)

何とも言えませんが、恐らく 23 区ではそういうことにチャレンジしていく所は出てくるのではないかという気はします。そういうことを行政としてのトップセールスだと位置付ければ、流山市には子育て世帯が来ていただいているように、そこに視線が移っていく可能性はあります。ですから、そういう駆け引

きは、今後は都市間競争の中で出てくるということは考えられます。

流山市の場合には、残念ながらそれをセールスにしてやろうというところまでは財源はないので、もう少し違う方向で考えていきたいというところではないかと思います。

(岡本委員)

この政策も少子化対策の一端を担っている部分もあるので、3人目、4人目も無料となると、そういうことも可能なのかなと感じました。

(柏女会長)

私から1点伺いたいのですが、1号認定と2号、3号認定の市町村民税の所得割の区分が違うようですけれど、これはそれでよろしいのでしょうか。

(事務局)

国の基準に合わせています。

(柏女会長)

そうすると、流山においても、保育園を利用している人のほうが、一部保育料が、幼稚園で時間は短いだけでも、そちらのほうの保育料が高くて、保育園のほうが低いというようなことは、時間によって、長いほうが安いというのが生じてくることもあり得るのですね。同じ階層であったとしても、保育園に行ったほうが、保育料が安い、幼稚園に行ったほうが高いということは生じるわけですね。

(事務局)

ケースによっては生じます。

(柏女会長)

ケースによっては生じるという形になりますね。幼稚園独自に設定している所と1号認定の利用者負担額と、ここがかなり違うのですか。

(事務局：保育課)

1号認定の今現在の各園と国の基準の話ですね。国は、全国平均の保育料をやっているというように聞いておりますので、多分、各園とは違いが出てきているのではないかと思います。

(柏女会長)

そうですね。分かりました。そうすると、今後、例えば幼稚園のほうから、この基準が出ると、新制度に移っていただけると、保育料をもっと安くできるのではないかという話は、保護者の方から出てくる可能性があるということですね。

(事務局)

国も、今、地方自治体に通知していることは、市が定めた保育料、1号認定の保育料よりも、現在、各幼稚園が徴収している保育料のほうが低い場合には、最高額をそこにとどめることは、運用上、可能だろうという意見が出ています。ただし、その後、公的資金の精算があるのですが、まだ国から明確に示されていません。ただ、市の基準よりも安ければ、それが事業者の裁量で、それを徴収することは構わないということは示唆されています。

(柏女会長)

1号認定の基準よりも保育料が高い場合は、下げるのですよね。

(事務局)

はい。

(柏女会長)

仮にこの1号認定の利用者負担徴収保育料の徴収表に比べて、保育料が例えば5,000円高かったというようになった場合、保護者の方が新制度に移ってくれないかというような話があることは想定されるということですね。

(事務局)

そういう意見も、保護者から寄せられる可能性はあります。

(岡本委員)

ただ、基準はありますけれども、保護者の方に就園奨励費の話も出ていますので、それが出れば、あまり関係ないような気もしています。

(事務局)

現状、この国の考え方というのは、全国平均値から、就園奨励費の階層区分で割り振っているのです。恐らく現状の保護者は就園奨励費が入ってきますので、ほとんどそれで補てんがされることを考えますと、保護者から実際に出て

くる可能性というのは、当面はないのかなという感じがします。

(田中委員)

新制度にすると、奨励金はなくなるわけですね。

(事務局：保育課)

そうです。その代わりに、もう既に保育料の設定の中で、それは加味しているわけですね。

(柏女会長)

施設型給付が入ってくるということですね。

(相馬委員)

旧制度を継続する幼稚園の場合は、この年間 2 万円の補助金は継続なのか。

(事務局)

はい。

(小川委員)

これは幼稚園、保育園ですけれども、認定こども園の場合というのは、まだ考えていないのですか。

(事務局)

認定こども園になった所については、この保育料表を適用しています。

(柏女会長)

1号認定、2号認定、3号認定こどもは、それぞれの料金表という形になるのではないかと思います。

(小川委員)

今の幼稚園は一律、どのお子さんに対しても一緒ですね。

(岡本委員)

保育料は一緒です。ただ、もらえる就園奨励費は違います。

(小川委員)

これが表立った金額が違ってくるということですね。

(岡本委員)

そうです。

(事務局)

簡単に言えば、後からフォローアップするのか。

(藪本委員)

認定こども園になると、要するに保育料テーブルが、幼稚園さん側は複雑化するということですよ。

(岡本委員)

今は、幼稚園の園児数が、全国平均 180 人ぐらいの規模で算定している料金で適当だろうということなのですが、今度はそれ以上多いと、逆に今、現状のものの方が得するというようなことがあるわけです。

(田中委員)

新制度に移行すると、減収になる幼稚園がかなりあるらしくて、あまりメリットがないように感じます。

(事務局)

実は、幼稚園はほとんど定員がいっぱいなので、この状況であれば、移行しないほうが経営的には安定しています。ただし、近隣でももうすでに定員割れが生じている幼稚園が散見されるようになってきました。そういう所をフォローしていこうというのが、この新制度の考え方です。公的資金を入れて、何とか経営をフォローしていきますが、その代わりに、幼稚園には発想を変えていただく必要があるという考え方になります。

(吉川委員)

先ほど 1 号認定を受けた幼稚園がこども園になった場合、この金額が適用されるということで、流山市内にはこども園になる所がないとしたら、結局、ほかの市でこども園になった所へ通うしかないわけですよ。そうすると、行っている市の利用料が、そのお子さんに適用されるわけではなくて、流山市のものが適用されるのですか。

(事務局)

この表が適用されます。実はこの額だけでは、園は運営できないのです。国は、保育所を例にとりますと、1人の単価は、例えば10万円かかりますよ。実際には、保育料は、23階層で取っているわけで、その差額に関しては、この単価で市が払っていくわけです。幼稚園の場合にも、例えば1児童10万円という単価があれば、そこから今回の5階層の保育料を除いた額を、各幼稚園に払っています。幼稚園サイドとしてみれば、公的運営になった場合、1人10万円という単価は保障されているのです。そのため、事業者サイドがこれに踏み切った場合には、あまり影響はないということです。

(柏女会長)

ほかはいかがでしょうか。今、諮問されている保育料の負担徴収規則等についてのご意見はありますか。D階層のところは、一部負担が増える可能性のある方がいらっしゃるということです。

(櫻庭委員)

今、保育園のほうで、パブリックコメントを実施していますが、結構、皆さん関心を持ってご覧になっています。ただ、あまりにも細かくて、保護者の方たちがかなり熟読されていても、どこを見ればいいのか分からないというようにおっしゃっています。現状で、例えばパブリックコメントを始めて、もう2週間ぐらいになるかと思うのですが、どのような数で声が上がっているのか、その辺り、市民の声を集めるといったときに、この数字と字だけをたくさん並べたもので、どのくらい意見が出るものなのか、今、感じているところです。

(事務局：保育課)

今のところ、ご意見は1件もございません。

(事務局)

実は、こういう料金に関わるもののパブリックコメントを行うのは、これが初めてなのです。いろいろなご意見はあろうかと思うのですが、より分かりやすくというのと、どこまでかみ砕いて、やるのかなというのは、今後の課題であると実感しております。また、意見がないのは、保育料は前年の年収に応じて、違ってきてしまいますので、そのあたりがなかなか分かりづらいと思います。

(田中委員)

他の市町村では、早いうちから保育料についての審議をしていたらしいので

す。やはり 11 月ぐらいに、4 月入園の募集が始まるから、それまでに料金を決めておこうという意図だったらしいのです。流山は、終わった後にこれが来たので、どうなのかなと思っていたのです。

(事務局)

実は、他市でもずっと議論を重ねてきたのは、どれだけ自治体が負担を今後継続できるのかという見極めがなかなかできないのです。ですから、この近辺ではパブリックコメントを実施しないで、そのまま入っています。これを公表したのが、流山が一番先で、ほかの市はまだ決めかねている段階です。そのくらい保育料というのは、財源にかなり影響するテーマなのです。財源が豊かな所ほど、先行的に発車することができるのです。その辺りは私どもの規模ですと、かなり厳しい材料かなというものがあります。

(藪本委員)

まだ、公定価格も出ていませんよね。

(柏女会長)

仮単価です。選挙の関係で、次年度の予算案ができないので議論ができていません。そのため、国の子ども・子育て会議自体も中止になっているのが現状です。

(小川委員)

これは見直しといたしますか、ある程度の期間をもって、見直しについては行われる予定などがありますか。

(事務局)

基本的には、今回、条例化をしなかったのは、特に幼稚園のほうが初めてのこういう、公的資金の設定なのです。ですから、国の方は頻繁に改正があるのかなということも、われわれは懸念しています。したがって、条例ではなく、規則です。

規則は市長の裁量でできるのですが、条例は議会の議決が必要になります。こういうことで、規則で行わせていただいているという背景があります。

ただ、頻繁に改正ができないのは、改正をする場合には、この審議会に諮り、あるいはパブリックコメントをかけなければいけません。これは流山市のルールですから、それほど頻繁な改正は今の段階では断言できません。国の情勢が大きく変わった場合に、それは起こり得るのかなという気がいたします。

(岡本委員)

以前にも多分、お話しいただいたと思うのですが、これ以外にかかる費用、例えば幼稚園バスや施設や教材費など、それはもし認定こども園になった場合は、各園の裁量にゆだねるという形でよろしいのですか。

(事務局)

子ども・子育て支援法の中では、それは明言されております。ただし、その保護者に事前に了解を得なければなりません。これは書面によるか、口頭によるかで、区分が一定区分になります。2段階に分かれているといったほうがいいかもしれません。例えば、入園料にかかるようなものを均等化して、お支払いいただくようなとき、これを上乗せ徴収で得る場合には、書面をもって行うべきです。消耗品のようなものは、口頭でも構わないとされています。

ただし、いずれにしても上乗せ徴収は可能です。その場合には事前に告知をする必要があります。そういう手続きをしていけば、それらを徴収していくことは可能だということです。

(櫻庭委員)

その事前という時期ですが、入園の説明の時期なのか、入園が決定した後の説明になるのか、その辺りはどうですか。

(事務局)

基本的には、前者だと思います。例えば園服がありますとか、あるいはその他、消耗品的に教材費がありますとか、そういうものはホームページや入園案内など、そういうところでお披露目する必要があると思います。

(柏女会長)

今までのところ、この案に対して、明確に反対というご意見はなかったように思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

1点、答申の中に盛り込む必要があるかなという部分の意見としては、パブリックコメントの内容が保護者の方々に分かりにくいということがありました。それから時期の問題も一つありましたが、もう既に入園が決まってからのお話なので、もう少し前にあったほうがよかったとのご意見でしたが、それは一定の事情があるということも理解をいたしました。そうしたパブリックコメントの取り方や、あるいは審議の仕方の方法については、少し補足の意見として、申し述べてもいいのかなと思いました。

何かこれ以外にもご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

(田中委員)

住む場所によって、これだけ対応が違ってしまうのかなという感想です。他の自治体では、公立幼稚園の半分ぐらいが認定こども園になるとの話を聞きました。そうすると、今まで1万円以下だったものが、新料金で2万円を超えてくる人もいて、それを説得するのがかなり大変だという話を聞きました。でも、別の自治体に住む人たちは2~3万円払うことは普通である気がします。住んでいる所で、こうも違うのかなというのが、育てている側の意見です。可能であれば、柏女先生に国の会議で発言してほしいと思います。

(柏女会長)

この間、子ども・子育て会議で、流山の実情については申し上げてきました。果たして、計画上の財源が確保されるのか、子ども・子育て会議のメンバーもとても心配しています、と発言をさせていただきましたが、不安は尽きないとは思っています。

(仲宗根委員)

パブリックコメントを分かりやすく説明するということを考えますと、保育料が増える人たちだけには、やはり事前に届けておいてほしいと強く思います。たった2,800円といわれると、そうかもしれませんが、大きいといえば大きいのです。そこだけでももう少しピックアップして、この層の人たちはご負担いただくことになるかもしれないと伝えていくことで、多分理解はしてもらえるのではないかと思います。この人たちへのケアはやったほうがいいかなと思います。

(柏女会長)

ご意見、ありがとうございます。ご意見として承って、市で可能かどうかご検討いただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしければ、もう1度見ていただく形にして、次回、答申という形に進めていきたいと思いません。それ以外に何か事務連絡はございますか。

(事務局)

最後に事務局から4点、事務連絡をさせていただきます。

まず1点目ですが、資料9の子どもをみんなで育む計画、流山市子ども・子育て支援総合計画に掲載する委員からのメッセージについて、計画書の概要版の市民に送るメッセージとして、計画に込めた願いや子育てに対する思い等を掲載する予定です。ご多忙のところ大変恐れ入りますが、会議終了後、その資

料 9 の様式を委員の皆さまにメールにて送付いたしますので、その四角にメッセージを入れて、送り返していただければと思います。期限のほうは、1月5日ということをお願いいたします。

事務連絡の2点目ですが、次回会議についてです。次回会議1月16日金曜日の10時から12時を予定しております。会長から市長へ、予定では答申書を渡していただきます。答申の内容につきましては、今日の審議を踏まえて、正副会長に了解をいただいた案で、後日、委員の皆さまにお示しすることを考えております。

次に、事務連絡の3点目です。今回の議題の保育料徴収規則の改正案について何か、後日でもご意見が出てきた場合は、12月25日の木曜日までに事務局にご提出をお願いいたします。

最後、4点目ですが、重複する部分もあるかと思うのですが、今現在、11月26日から保育料と合わせてお配りした、計画書案、イラストの入ったものですが、こちらのほうもパブリックコメントにかけています。市のホームページと、あとは幼稚園と保育園の施設の方々にもご協力をいただき、各施設に送っておりますので、よろしく願いいたします。

事務連絡は以上です。よろしく願いいたします。

パブリックコメントの話ですが、計画に関しまして、これまで意見がございません。このため、昨日、ホームページのトピックスに、パブリックコメントを同時に実施している他の計画と合わせて、掲載をさせていただきました。また、委員のほうで、意見をいただく方がもしいらっしゃる場合は、ご案内をしていただければと思います。以上でございます。

(柏女会長)

ありがとうございます。それは追加でトピックスのところに出したということですか。

(事務局)

ホームページのトップ画面にトピックスという、市の最新情報が掲載できるところがあるのですが、そこに掲載しました。そこからパブリックコメントのページに移行できるようになっています。

(柏女会長)

それでは、今、4点、事務連絡がありました。

まず1点目ですが、140字程度で若干前後しても構わないと思いますので、ぜひ皆さま方からご意見を、お正月明けの1月5日までということになってお

りますので、事務局へメールでお送りすればよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。メールでの提出をお願いします。

(柏女会長)

そういうことでお願いをしたいと思います。流山市「子どもをみんなで育む計画」の概要版に、委員一人一人の意見を載せていくという形になるかと思えます。よろしくご協力をお願いいたします。

それから、きょうの議題の保育料徴収規則の改正案については、ご意見は11月の25日までに事務局のほうにお寄せいただければと思います。それを踏まえて、答申案等を事務局と私ども、会長、副会長で作成をさせていただいて、次回の16日にお諮りをするという形になるかと思えます。

それから、先ほどのパブコメの関係ですが、少し分かりやすく、書いてある参考資料等のようなものを添付していただいたり、そしてそこに説明を加えていただくなどして、分かりやすいような資料を添付していただくということも合わせてご検討いただければと思います。

ほかに何かありますか。

(水落委員)

質問が二つあります。そういえば、1カ月ぐらい前なのですが、子どもが概要版のようなものを配布されたようですが、あれは何だったのでしょうか。

(事務局)

柏女先生からもご意見をいただいて、A3の二つ折りで、新制度の概要等が記載されているものを、市内の保育所、それから幼稚園等に配布をさせていただいております。

(水落委員)

それとはまた別に概要版を作成するのですか。

(事務局)

今回は計画の概要版です。

(水落委員)

分かりました。

(田中委員)

来月の16日の会議は、答申以外はないのですか。

(事務局)

パブリックコメントが25日までになっておりますので、そのとりまとめた内容につきまして、ご報告をさせていただけるかなと思っております。

(田中委員)

その後の会議はどういう感じになりますか。

(事務局)

現在のところ未定でございますが、今後、議題的に考えられるのは、新制度におけるみなし確認の部分などがございます。それに関しましては、会長と相談させていただいて、3月までの開催分については考えていきたいと思っております。

また、来年は委嘱替えの年でございますので、4月頃に皆さまにご案内できればと思っております。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。未定ですが、現委員の任期が切れるのは5月末となっております。計画がどのようなになったのかは共有したいと思っておりますので、もし、何かなかったとしても、3月末か、4月の中旬あたりには開催をしていただきたいとお願いをしたいと思います。ほかはいかがでしょうか。

(古宿委員)

この前の広報で、ファミリーサポーターを掲載していただいたので、提供者が2人増えました。毎回、広報に出していただけると、提供会員が増える可能性があるのですが、もし空いている場所がありましたら、なるべく広報へ出していただければありがたいと思っております。

(柏女会長)

広報の効果があつたということですね。ぜひお願いをしたいと思います。そのほか、子ども・子育て会議に関することについて、もしご意見、ご質問がありますか。

(田中委員)

子育て支援施設について議論をしたいなと思うのですが、今、保育園が地域

の0～3歳までの子育て支援、つまり子育て支援センターをやっていると思いますが、場所によって、サービスがバラバラだと感じます。

また、ひだまりというボランティア団体があります。いろいろな問題点がたくさんありまして、それについての議論を皆さんとしたいと思うのですが、そういう機会を設けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

審議会には二つの役割があります。一つは、諮問に対する答申というものがあります。もう一つは、自主的な協議というものができます。参考で申し上げますと、確定しているのが、次回、1月の16日でございますので、答申のほうと合わせて、その残った時間で意見交換をいただくという時間は取れるのではないかと思います。

(柏女会長)

ありがとうございます。では、次回に答申とパブコメの結果等についても、ご報告いただき、その上で時間が取れば、地域子育て支援拠点や、ひだまりのように民間外も含めた、地域の子育て支援、あるいはファミサポも入れて、全体像と拠点のあり方についての意見交換を行います。計画は、特に保育とか幼稚園、学童についての意見が中心になりましたので、今回、地域子ども・子育て支援事業について、一定の確認をしておくということは、会議としても意義があると思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうでは全体像の資料等、ご用意いただければと思います。また、委員からご要望があれば、答申案の意見を出すときでも結構ですので、必要なデータ等を挙げていただければと思います。そのほうが、事務局もやりやすいかと思いますので、お願いいたします。他はよろしいでしょうか。

(岡本委員)

料金的な部分では、東京都23区にはかなわないという話がありますが、それ以外に、流山市で子育てをしていて、こういう公園がある、これだけ良い場所があるなど、お金には代えられないことを皆さんで共有できると、子育てに弾みをつけてもらえればと思います。

(柏女会長)

分かりました。流山の良さを、行政レベルだけではなくて、民間レベルで行われているようなこと、あるいはさまざまな自然環境を含めた環境で何かあれば、意見を出していただく時間も取れればと思います。ありがとうございます。

た。ほかはよろしいですか。

それでは、以上をもちまして、議事を終了とさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。子ども・子育て会議は、きょうで今年最後という形になりますので、皆さま、どうぞ良いお年をお迎えいただいて、また1月16日に再会をしたいと思います。ありがとうございました。